

令和 4年 7月 27 日
武蔵野市立井之頭小学校
改築懇談会（第 1 回）
資料 5

学校施設整備基本計画 (令和2年3月策定)

説明資料

令和4年7月

第1章 学校施設整備基本計画 (全体計画)※ について

第2章 学校施設整備の現状と課題

※今後、各学校の改築基本計画との比較により、学校施設整備基本計画を「全体計画」と呼ぶ場合があります。

1 計画策定の背景・目的(P1)

本市の小中学校施設の多くは**昭和30年～50年代に建築**され、最も古い学校施設は今年度(令和2年度)に**築後60年**となります。

市では2013年3月に『公共施設再編に関する基本的な考え方』をまとめ、長寿命化を図りながら原則**60年**は使用することとしました。

学校施設の更新は多大な**費用と時間**を要し、市政に大きな影響を与えるため、着実かつ計画的に実施できるよう、本計画において今後20年間余を見据えた、目指すべき学校施設の**基本的な方向性**と、具体的な施設の**整備方針**および**標準的な仕様**を定めました。

第2章 学校施設整備の現状と課題

3 (1) 老朽化への対応(P6)

【現状】 各学校の最も古い棟の築年数(令和元(2019)年度末現在)

| | 50年以上 | 45年以上50年未満 | 45年未満 |
|------|-------|------------|-------|
| 小学校 | 5校 | 3校 | 4校 |
| 中学校 | 3校 | 3校 | 0校 |
| 全体割合 | 44% | 33% | 22% |

- 長寿命化改修を行う時期の目安とされる**築後45年程度**を超えた学校が約8割
- 市立小・中学校の**1/3**が、10年以内に**築後60年**を迎える

築後60年の意味

- (1) 施設が物理的寿命を迎える時期
- (2) 時代の変化に合わせることが難しくなる機能的限界

【課題】

- 計画的な建替えと、建替えまでの適切な維持管理を行う必要がある。

(5) 新たな教育的ニーズへの対応(P8)

令和2(2020)年度～ 新学習指導要領の全面実施

【課題】

- 『主体的・対話的で深い学び』の実現が求められている。
- 今後の学習活動においては、積極的にICTを活用することが想定される。
- インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みが求められている。

【方向性】

- • 多様な学習形態に対応できる空間整備を行う。
- • ICT機器の進歩や活用方法の変化など常に最新の情報を踏まえ、施設の整備を行う。
- • 障害の有無にかかわらず各々の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に学ぶことができる施設を計画する

(6) 学校を取り巻く環境の変化(P9)

【課題】

- 学校運営における、教員以外の外部からの支援人材や地域住民の協力が不可欠。
- 災害時における避難所としての学校施設の充実。
- SDGs達成に向けた取り組み。

【方向性】

- 教職員、保護者、支援人材、地域住民がチーム学校として円滑に活動できる施設を計画する。
- 避難所として必要なスペースと機能を明確にし、計画的に配置する。
- 環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設とする。

(7) 建築上の制約条件の変化への対応(P9)

高さ制限、日影規制と校舎・校庭の配置

| | 現状 | 改築(南側校庭) | 改築(北側校庭) |
|---------------|---|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 平面 | <p>校舎 校庭(南) 5000m²</p> | <p>校舎 校舎 校庭(南) 2500m²</p> | <p>校庭(北) 5000m² 校舎</p> |
| 立面 (斜線制限*) | <p>校舎 校庭(南) 5000m²</p> | <p>校舎 校舎 校庭(南) 2500m²</p> | <p>校庭(北) 5000m² 校舎</p> |
| | 絶対高さ制限、斜線制限*、日影規制*等において、既存不適格*または許可*を得た状態 | 現状と同じ場所では現行法に抵触するため、校舎を南に移動させなければならない | 校舎を南側に配置すると、現状と同程度の面積の校庭を確保することができる |

注意

建築上の制約条件が配置プランの検討に与える影響を分かりやすくするためのモデル。実際の配置案は個別校の改築で検討する。

【現状】

- 高さ制限や日影規制など、建築以後に改正された法規制等により、現在と同じ規模、同じ配置で建替えができない場合がある。

【課題】

- 施設を効率的・効果的に配置するため、校舎棟と同時に他の棟を更新する必要がある。
- 現在の校庭に更新後の建物を建てるなど、配置を大幅に変える必要がある可能性がある。

第3章 学校施設整備にあたっての 考え方(P13～)

将来の施設像と老朽化対策
〈標準化〉

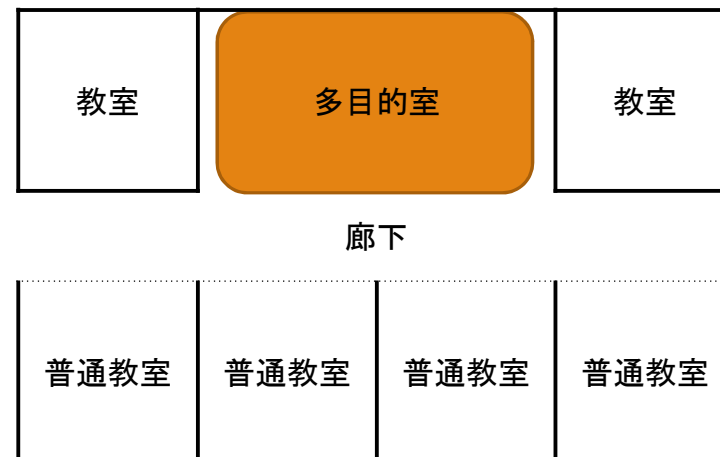
2 学校施設整備に向けた考え方(P14)

(1) 学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設

ア 多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり

チームティーチングによる学習、個別学習、習熟度別・少人数指導による学習、グループ学習等の活動および児童生徒の学習成果の発表などに対応するための学習メディア等が活用できる**多目的な空間**として整備。

同様の多目的な用途や複数学年による学習等で使用できる**多目的室**を、普通教室と**連携しやすい場所**に整備する。



イ 主体的な学習活動を支援するラーニング・コモンズの整備 (P14)

ラーニング・コモンズ内には従来の**学校図書館**のほか、パソコン教室の代替としての**ICT学習室**および集団での調べ学習等に活用したり、自習等に使用できる**多目的室**を併設。

小中学校それぞれの教育活動に応じた活用ができるよう、可変性を持たせた空間とし、児童生徒の活動範囲の**中心的な位置に配置**。

➤ 主体的な学習活動を支援する**ラーニングコモンズ**

現在

学校図書館
パソコン教室
多目的室



学校図書館、ICT学習室、多目的室を
1つのグループにして整備することで、
別々ではなく**一体的**に機能を発揮させる。

(2)安全でゆとりのある施設

エ 自然災害に対する安全性の確保 (P16)

➤ 耐震性の確保(×1.25)

構造部材(柱・梁等) ・ 非構造部材(天井・照明器具等)

➤ 水害・風害等

発生を想定した施設の配置計画

オ 安全・防犯への対応 (P16)

➤ 不審者の侵入の抑止

機械警備設備、防犯カメラ、電子錠付き門扉 など

➤ 諸室間の連絡手段の確保

内線電話網と通報システム など

(3)地域のつながりを育てる施設 (P17)

イ 地域における児童福祉の場となる施設

- 地域子ども館(あそべえ、こどもクラブ)を学校内に設置する

ウ 地域の避難所となる施設



- 屋内運動場
避難所利用を想定。
安全かつバリアフリー



- 防災倉庫・備蓄倉庫
車両が寄り付くことが
できる場所に設置



- 家庭科室
災害時の炊出しでの
利用を想定

オ 学校開放(多機能化)のための施設環境の整備

- 普通教室2コマ分の開放用多目的室
- 開放管理室

第4章 計画・設計の具体的事項 (P21～)

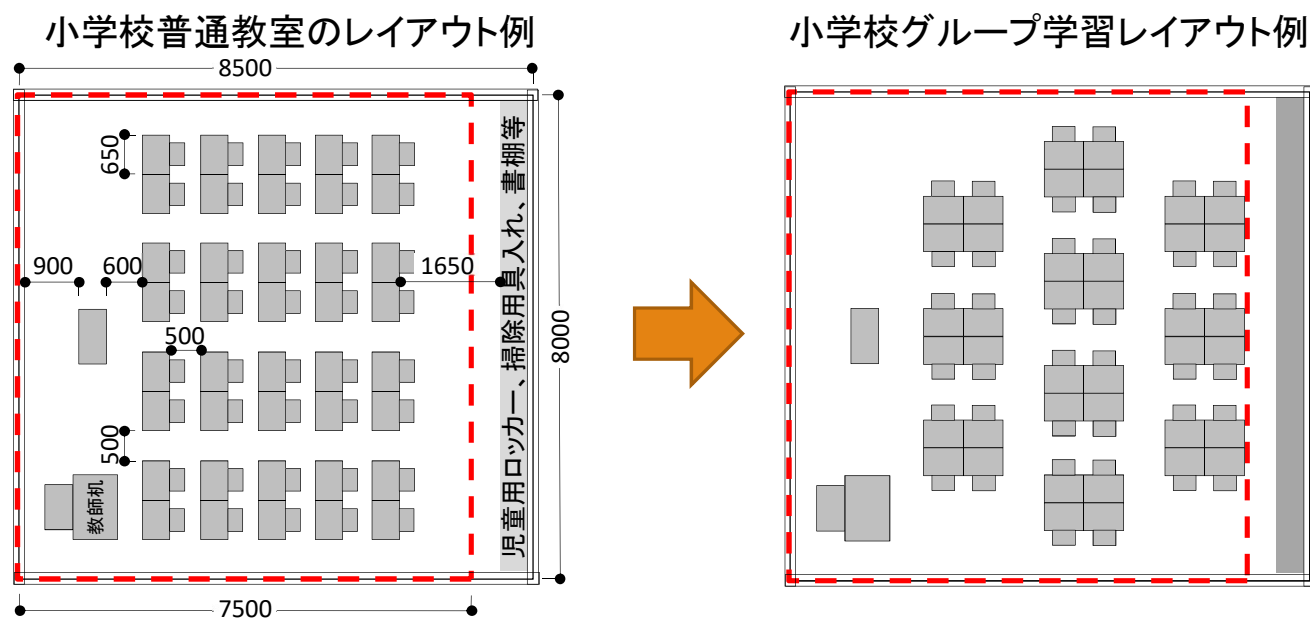
オーソドックスな水準を確保
〈標準化〉

1 施設規模

(1) 普通教室

小学校…68㎡前後 (壁芯寸法)

★普通教室1室あたりの上記面積を「コマ」と表現する。



点線: 現在の本市の学校の標準的な教室サイズ小学校60㎡(7.5m × 8m)

(2) 面積

施設の面積は、諸室面積基準をもとに、改築後に見込まれる最大の児童生徒数・学級数を勘案し、決定する。

(3) 校舎(諸室面積基準) → P21～P22 参照

施設の面積は、諸室面積基準による面積を上限とする。

(4) 校舎以外

校庭：50m以上の直線走路を確保

小学校120m以上、中学校150m以上のトラックを確保

2 施設の配置と整備方針 (P23)

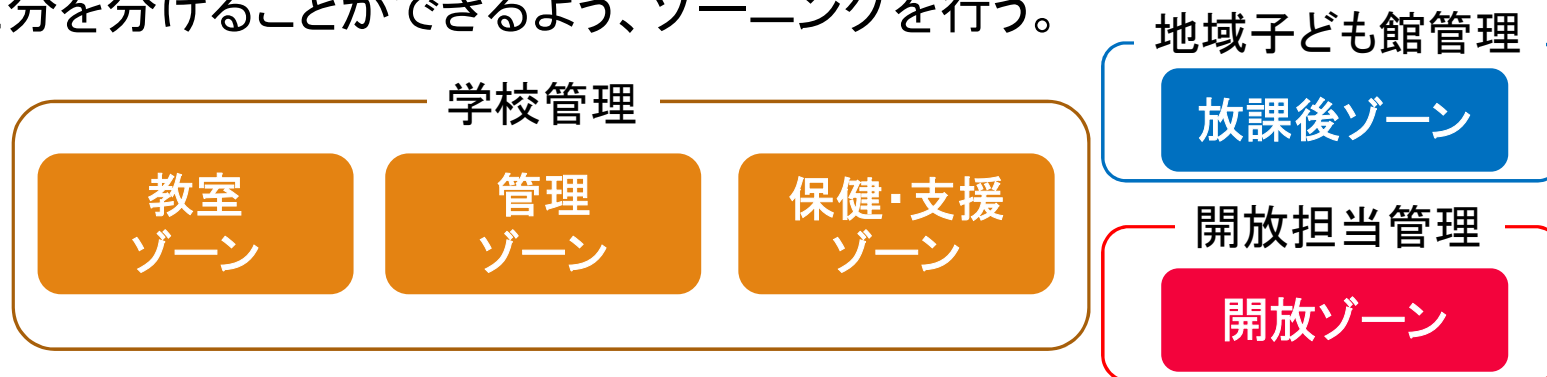
(1) 共通事項

- ・標準的な仕様・コスト: 施設規模の縮減、建築単価の抑制に努める
東京都「公共施設整備の基本方針」および「標準建物予算単価」に沿った整備水準
- ・環境性能: 東京都「省エネ・再エネ東京仕様」のメニューを整備

(2) 個別事項 →P24～27参照

(3) 管理区分

管理区分を分けることができるよう、ゾーニングを行う。



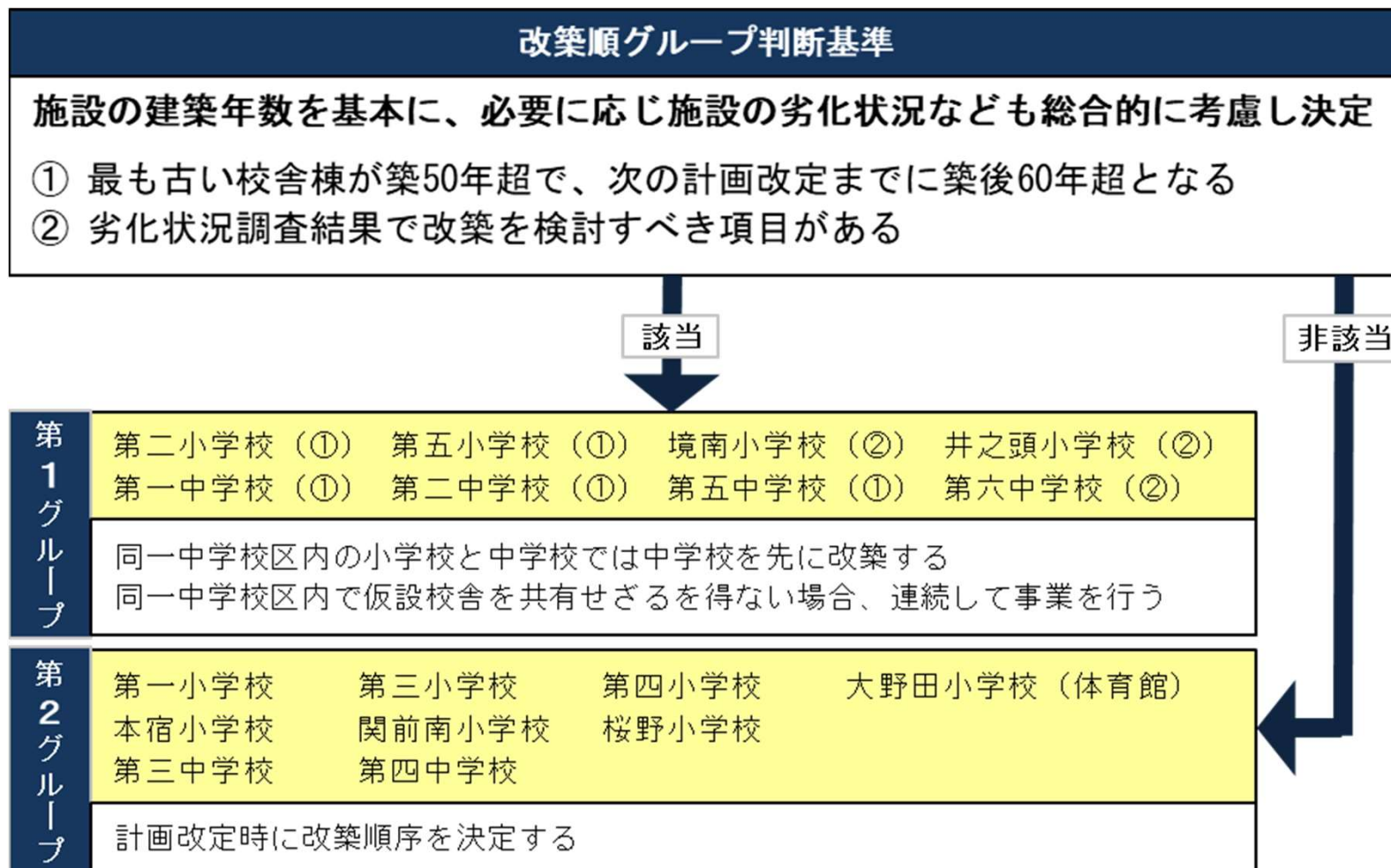
第5章 整備スケジュールと費用の
見通し(P29～)

第6章 整備の進め方(P38～)

整備の進め方
〈平準化〉

1 整備スケジュール

(1) 改築順序の基本的な考え方(P29～)



第1グループの改築年次案(P36)

| 年度 | 2020 令和2 | 2021 令和3 | 2022 令和4 | 2023 令和5 | 2024 令和6 | 2025 令和7 | 2026 令和8 (計画改定) | 2027 令和9 | 2028 令和10 | 2029 令和11 | 2030 令和12 | 2031 令和13 |
|------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|---------------|-----------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第五中 | 基本構想・ 基本計画 | 基本設計 | 実施設計 | 工事 | 工事 | 仮設共用 | 仮設共用 | | | | | |
| 第五小 | | | 基本構想・ 基本計画 | 基本設計 | 実施設計 | 工事 | 工事 | | | | | |
| 第一中 | 基本構想・ 基本計画 | 基本設計 | 実施設計 | 工事 | 工事 | 仮設共用 | 仮設共用 | | | | | |
| 井之頭小 | | | 基本構想・ 基本計画 | 基本設計 | 実施設計 | 工事 | 工事 | | | | | |
| 第六中 | | | | | 基本構想・ 基本計画 | 基本設計 | 実施設計 | 工事 | 工事 | | | |
| 第二中 | | | | | | 基本構想・ 基本計画 | 基本設計 | 実施設計 | 工事 | 工事 | | |
| 第二小 | | | | | | | 基本構想・ 基本計画 | 基本設計 | 実施設計 | 工事 | 工事 | |
| 境南小 | | | | | | | | 基本構想・ 基本計画 | 基本設計 | 実施設計 | 工事 | 工事 |

2 事業費について

(令和3年12月時点の参考試算)

計画期間(令和2~25年度)合計

932億円

| | |
|---------|-------|
| 建設費 | 761億円 |
| 解体費 | 61億円 |
| 仮設校舎設置費 | 110億円 |

○財政負担の平準化の仕組み

事業費が、**プラス・マイナス1、2割程度の幅で増減**する可能性を踏まえつつ、**単年度の負担を現実的な範囲に収める**仕組みを設ける。

- (1)工事は1年**2校**まで ⇔かつて最大4校
- (2)計画期間**24年間** ⇔かつて19年間
- (3)標準的な面積(**諸室面積基準による上限**)
- (4)標準的な単価(**東京都単価**)